

◎租税特別措置法の一部を改正する法

律

(平成二十二年六月二六日法律第六一号)

一、提案理由(平成二十二年五月八日・衆議院財務金融委員)

○与謝野国務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得等の支援、中小企業の活動の支援及び民間の研究開発投資の確保のため所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成二十二年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の住宅取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、五百万円まで贈与税を課さないこととしております。

第二に、いわゆる交際費課税について、資本金一億円以下の

租税特別措置法の一部を改正する法律

法人に係る定額控除限度額を四百万円から六百万円に引き上げる措置を講ずることとしております。

第三に、試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成二十一年度及び平成二十二年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成二十一年度または平成二十二年度に生じる税額控除限度超過額について、平成二十三年度及び平成二十四年度において税額控除の対象とすることを可能とする措置を講ずることとしております。

これらの改正は、四月十日に決定された経済危機対策に盛り込まれた事項のうち、税制上の措置を実施するためのものである。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年五月一三日)

○田中徳君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する

観点から、住宅取得等のために贈与を受けた場合には、時限的に五百万円まで贈与税を課さないこととともに、中小企業の実費課税の軽減を行うほか、研究開発税制の拡充を行うものであります。

本案は、去る五月七日当委員会に付託され、八日与謝野財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。本日討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十一年六月一九日)

○円より子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成二十一年及び平成二十二年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成二十一年度及び平成二十二年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設け、併せて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の

引上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、交際費課税の法的根拠と経済効果、研究開発税制の有効性を検証していく必要性、住宅取得に係る贈与税非課税制度の目的等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して川上義博委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二十一年六月一九日、憲法第五十九条第二項の規定に基づき再可決した。